

第16 食品衛生

1 許可を要する食品関係営業施設数（旧食品衛生法）

（R4.3.31現在）

区分	営業許可数 (年度末現在)	営業許可数			廃業件数	
		継 続	譲 受	新 規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	527	-	1	7	56
	仕出し屋・弁当屋	100	-	1	1	6
	旅館・ホテル等	46	-		-	3
	その他	457	-	2	13	82
	小 計	1,130	-	4	21	147
菓子（パンを含む）製造業		276	-	1	7	32
乳処理業		1	-		-	
特別牛乳さく取処理業		-	-		-	
乳製品製造業		4	-		-	
集乳業		-	-		-	
魚介類販売業		174	-	1	-	21
魚介類せり売り営業		-	-		-	
魚肉ねり製品製造業		1	-		-	
食品の冷凍又は冷蔵業		7	-		-	
かん詰又はびん詰食品製造業		3	-		-	
喫茶店営業		257	-		5	87
喫茶店営業 自動販売機（再掲）		238	-		2	
あん類製造業		1	-		-	
アイスクリーム類製造業		42	-		-	9
食肉処理業		4	-	-	-	
食肉販売業		188	-	1	2	36
食肉製品製造業		4	-		-	
乳酸菌飲料製造業		-	-		-	
食用油脂製造業		-	-		-	
マーガリン又はショートニング製造業		-	-		-	
みそ製造業		24	-		-	3
醤油製造業		9	-		-	
ソース類製造業		8	-		-	
酒類製造業		6	-		-	
豆腐製造業		8	-		-	1
納豆製造業		-	-		-	
めん類製造業		13	-		1	2
そうざい製造業		138	-		2	17
添加物製造業		5	-		-	
食品の放射線照射業		-	-		-	
清涼飲料水製造業		5	-		-	1
氷雪製造業		-	-		-	
計		2,308	-	7	38	356

1 許可を要する食品関係営業施設数（改正食品衛生法）

(R4. 3. 31現在)

区 分	営業許可数 (年度末現在)	営業許可数			廃業件数
		継 続	譲受	新 規	
飲食店営業	266	-	18	258	10
調理の機能を有する自動販売機	3	-	-	3	-
食肉販売業	14	-	1	13	-
魚介類販売業	15	-	-	15	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾乳処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	2	-	-	2	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	59	-	3	56	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	1	-	-	1	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	1	-
食肉製品製造業	-	-	-	-	-
水産製品製造業	6	-	-	6	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	10	-	-	10	-
酒類製造業	2	-	-	2	-
豆腐製造業	4	-	-	4	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	1	-	-	1	-
そうざい製造業	43	-	3	40	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	1	-	-	1	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	6	-	-	6	-
密封包装食品製造業	3	-	-	3	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
計	437	-	25	422	10

2 許可を要する食品関係営業施設監視件数等

(R4.3.31現在)

区分	処 分 件 数					告 発 件 数		施 調 設 査 件 監 数 視 指 導
	取 消 命 令	営 業 命 令 禁 止	営 業 命 令 停 止	改 善 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	-	-	-	-	-	-	173
	仕出し屋・弁当屋	-	-	-	-	-	-	36
	旅館・ホテル等	-	-	-	-	-	-	11
	その他	-	-	-	-	-	-	167
	小 計	-	-	-	-	-	-	387
菓子（パンを含む）製造業	-	-	-	-	-	-	-	124
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業	-	-	-	-	-	-	-	49
魚介類せり売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶店営業	-	-	-	-	-	-	-	10
喫茶店営業 自動販売機（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	20
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	-	-	-	-	-	-	-	54
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	-	-	-	-	-	-	-	11
醤油製造業	-	-	-	-	-	-	-	4
ソース類製造業	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	3
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	5
そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	60
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	728

2 許可を要する食品関係営業施設監視件数等

(R4.3.31現在)

区 分	処 分 件 数					告 発 件 数		施 調 設 査 件 監 数 視 指 導
	取 消 命 令	営 業 命 令 禁 止	営 業 命 令 停 止	改 善 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲食店営業	-	-	1	-	-	-	-	127
調理の機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	-	-	-	-	-	-	-	6
魚介類販売業	-	-	-	-	-	-	-	2
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	-	-	-	-	-	-	-	24
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	5
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	3
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	2
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	27
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	-	-	-	-	-	6
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	3
食品の小分け業	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	1	-	-	-	-	207

3 許可を要しない食品関係営業施設数

(R4.3.31現在)

区 分		営業施設数
旧許可業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	7
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	11
	乳類販売業	11
	氷雪販売業	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	19
販売業	弁当販売業	-
	野菜果物販売業	10
	米穀類販売業	9
	通信販売・訪問販売による販売業	-
	コンビニエンスストア	25
	百貨店・総合スーパー	30
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置を除く））	31
	その他の食料・飲料販売業	48
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物製造を除く。）	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	1
	農産保存食料品製造・加工業	24
	調味料製造・加工業	1
	糖類製造・加工業	-
	精穀・製粉業	5
	製茶業	1
	海藻製造・加工業	-
	卵選別包装業	-
その他の食料品製造・加工業	15	
上記以外	行商	-
	集団給食施設	32
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。）	8
	露天、仮店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-
	その他	1
計		289

4 許可を要しない食品関係営業施設監視件数等

(R4.3.31現在)

区 分		処 分 件 数				告 発 件 数	施 監 設 視 件 指 数 導
		命 営 令 業 禁 止	命 営 令 業 停 止	命 物 令 品 廃 棄	そ の 他		
区 分		-	-	-	-	-	14
旧 許 可 業 種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	-	-	-	-	-	22
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	-	-	-	-	-	22
	乳類販売業	-	-	-	-	-	-
	氷雪販売業	-	-	-	-	-	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	-	-	-	-	-	-
販 売 業	弁当販売業	-	-	-	-	-	-
	野菜果物販売業	-	-	-	-	-	36
	米穀類販売業	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア						5
	百貨店・総合スーパー						42
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置を除く））						-
	その他の食料・飲料販売業						54
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物製造を除く。）						-
	いわゆる健康食品の製造・加工業						-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）						-
	農産保存食料品製造・加工業						-
	調味料製造・加工業						-
	糖類製造・加工業						-
	精穀・製粉業						-
	製茶業						-
	海藻製造・加工業						-
	卵選別包装業						-
その他の食料品製造・加工業						-	
上 記 以 外	行商						-
	集団給食施設						-
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。）						-
	露天、仮店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	-	195

5 一斉監視結果

(R4.3.31現在)

区 分	許可施設		届出施設		収去検査結果		表示監視	
	立入 検査 延数	違反 発見 延数	立入 検査 延数	違反 発見 延数	国産品		立入 検査 延数	違反 発見 延数
					検査 件数	違反 件数		
夏期一斉取締	147	4	17	-			-	-
年末一斉取締	219	45	25	-			5	4

区 分	監視指導		対象施設 指導等の内容	その他、特記事項
	監視 施設数	延 指導数		
カンピロバクター等 食中毒予防一斉監視	11	3	生食用食肉提供施設 ・食鳥肉生食提供自粛指導 ・衛生管理指導	飲食店：11施設

6 食中毒発生状況

(R4.3.31現在)

区 分	県 内			管 内		
	件数	患者数	死者数	件数	患者数	死者数
平成29年度	18	216	-	3	53	-
平成30年度	8	211	-	1	52	-
令和元年度	10	87	-	1	72	-
令和2年度	14	191	-	-	-	-
令和3年度	7	35	-	1	17	-

7 食品の収去検査結果

(R4.3.31現在)

食品分類	検体数 (実数)	検査検体数			違反検体数		
		計	理化学	微生物	計	理化学	微生物
その他穀類加工品	2	2	2	-	-	-	-
生鮮野菜及び果物	10	20	20	-	-	-	-
漬物	10	30	20	10	-	-	-
生菓子類	4	8	4	4	-	-	-
そうざい	11	17	6	11	1	1	-
給食	6	6	-	6	-	-	-
合 計	43	83	52	31	1	1	-

8 食品に関する苦情・相談件数

(R4. 3. 31現在)

内容	異物混入	カビの発生	腐敗・変敗	異味・異臭	健康異常訴え	表示	食品の取扱い	施設・設備	容器包装	許認可届出	その他	計
消費者からの苦情、相談等	3	1		1	8	1	7			5	2	28
業者からの相談等	1				1	6	4			40	2	54
合計	4	1		1	9	7	11			45	4	82

9 不良食品

不良食品(疑いを含む)の対応 (R4. 3. 31現在)

調査件数	指導件数	措置件数
5	3	-

有症苦情の対応 (R4. 3. 31現在)

苦情件数	調査件数	検査実施件数
9	9	3

10 食品衛生講習会実施状況 (R4. 3. 31現在)

対象者区分	回数	延受講者数
営業者	6	154
消費者	0	0
合計	6	154

11 食鳥処理施設数 (R4. 3. 31現在)

区分	認定小規模処理施設 ※
長浜市	4
米原市	2
合計	6

※小規模処理施設は年間処理羽数30万羽以下の施設

12 ふぐ取扱施設数

(R4. 3. 31現在)

区分	飲食店営業者	魚介類販売業者	計
届出施設数	40	6	46